



平成20年11月27日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 **オオゼキ**
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 石原坂 寿美江
(コード番号 7617・東証第二部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 柵山 健哉
(TEL 03-6407-2511)

当社における不適切な経理処理に対する再発防止策等について

平成20年11月20日付「当社における不適切な経理処理に関する調査結果のご報告」においてご報告した通り、外部調査委員会による調査報告を踏まえた再発防止策の策定を含む本件の総括作業を行ってまいりましたが、下記の通り決定いたしましたのでご報告申し上げます。

記

1 本件に対する総括

当社は、このたびの不適切な経理処理に関する一連の事態に対して、発生事実の全容解明及び過年度決算の訂正・修正を行うとともに、外部調査委員会による原因の究明及び再発防止策への提言を真摯に受け止め、再発防止に向けた経営方針を決定いたしました。つきましては、本日ご報告させていただくとともに、株主、取引先、その他関係者の皆様に対して、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後は同様の不祥事を二度と起こさないという強い決意のもと、信頼の回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2 再発防止策について

内部調査の結果、外部調査委員会の指摘及び提言を踏まえ、以下の通りの再発防止策を導入・実行することといたしました。

(1) 外部有識者によるガバナンスチェック

当社取締役会に対するガバナンス強化の一環として、社外取締役1名の選任を、次回定時株主総会に付議することとし、当社との特別な利害関係がなく、客観的かつ専門的な経験・知識を有する適任者の人選を進めてまいります。

また当面のガバナンスチェック及び再発防止策の実行にあたって、引き続き外部調査委員会の両委員からなるアドバイザリー・ボードを設置し、監督及び助言を受けることといたしました。

(2) 内部牽制機能の強化

内部牽制機能の強化にあたっては、来年度中の内部統制システムの構築に合わせ、当社の業務分掌及び職務権限に関する各種規程等の見直しを行うとともに、各業務プロセスにおける起案・承認の流れについて再構築を行うことといたします。また組織を硬直化させない、定期的な人事異動についても実施に向けた検討を行ってまいります。

さらに、経理部署内におきましては、業務の可視化を図るとともに、手続き上の課題や問題点の早期発見に向け、持ち回りによる勉強会の実施や担当業務のローテーション等を行い、スキル・ノウハウの底上げを行うことといたします。

(3) 法令遵守に対する意識向上

まずは経営陣自らが会社全体に対して、「法律や規則、社会倫理に反する行為を絶対に許さない」という断固とした言動を改めて示し、当社の経営理念及び行動指針を、改めて全社員に浸透させるべく現場との直接対話を積極的に行ってまいります。

また、コンプライアンスに関する総括責任者である経営企画室長が、改めてコンプライアンス体制の構築と強化を行うとともに、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を新たに設置し、法令等違反に対する是正・再発防止措置の推進、コンプライアンスに関する教育・啓蒙活動の運営等を行うことといたします。

(4) 内部監査の活性化

当社では従前より内部監査室を設置し内部監査を実施しておりましたが、主に店舗運営及び商品管理等の営業面に主眼を置いた業務監査となっており、経理業務を含む管理面への対応が十分ではなかったと認識しております。

つきましては、経理業務に対する内部監査計画の策定及び実施に関して、人員やノウハウの不足を補うため外部専門家からの助言・支援を積極的に受けるとともに、内部統制システムの構築に活かしてまいります。

(5) 内部通報制度の周知徹底

当社では平成 18 年 4 月 1 日に「公益通報管理規程」が施行され運用されておりますが、全社への周知は施行当時に営業部門を中心に行われただけであり、また通報窓口には執行役員が指名されていることなど、改善の余地があると考えております。

そこで、当制度の趣旨及び仕組みについて改めて全社連絡を行うとともに、各事業所へのポスター掲出等を行ってまいります。また通報窓口に当社常勤監査役及び顧問弁護士を新たに追加し、より実効性の高い運用が可能な環境を整備いたします。

(6) 社内コミュニケーションの円滑化・活発化

外部調査委員会から直接的な指摘はないものの、当社管理部門におけるコミュニケーション不足を本件の要因の一つとして認識しており、社員間及び部署間が相互に関心を持ち協力しあう風土を形成してまいります。

そのため、現状松原店と下北沢店に分かれているコーポレート機能を今年度中に統合することとし、また各部署内や部署間において、それぞれの業務内容や進捗、問題点等を日常的に共有するためのミーティングを積極的に開催してまいります。

3 社内処分について

本件に関し、当社の経営責任及び管理責任を明確にするとともに、このような事態を二度と起こさないとの決意を表明するためにも、以下の社内処分を実施いたしました。なお本件に直接的に関与した前経理部長につきましては、本日付で懲戒解雇といたしました。

取締役経営企画室長 (当時、代表取締役)	役員報酬の返上	20%	3ヶ月
取締役 (当時、管理部門責任者及び代表取締役)	役員報酬の返上	20%	3ヶ月
代表取締役	役員報酬の返上	10%	2ヶ月
取締役管理本部長	役員報酬の返上	10%	2ヶ月
取締役店舗営業本部長	役員報酬の返上	10%	2ヶ月
取締役商品営業本部長	役員報酬の返上	10%	2ヶ月
常勤監査役	役員報酬の返上	10%	2ヶ月

4 現経営体制について

現経営体制について、外部調査委員会から、適切なガバナンス体制の構築に向けた役員の職掌及び権限の明確化が求められております。この点に関しましては、本件と直接的な関連はありませんが、当社として株主や取引先等に対する説明責任があると考え、合わせて説明及び報告いたします。

管理部門におきましては、本年5月29日付で柵山健哉が取締役管理本部長に就任し、内部統制の整備に向けた体制・業務の再構築を行っております。また実質的に営業部門を統括していた役員の辞任に伴い、本年8月15日付で、高橋直樹、浅野修の両取締役が店舗運営と商品企画とをそれぞれ分担し、相互に協力しながら当社の営業面の業務執行にあたる体制を構築しております。

さらに本日付「役員等の異動に関するお知らせ」で別途お知らせいたしました通り、佐藤美喜雄は非常勤取締役として営業全般に関する助言を行い、石原坂多聞は主に新規出店を含む事業開発を担当することいたしました。また、代表取締役の知識・経験の補完という観点に止まらず、当社のさらなる企業価値の向上のため、多様な知識や経験を有する外部から採用したスタッフを、本日付で執行役員経営企画室長に任命しております。

以上